

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商  
産業省令第77号）に基づく品質管理の方法の細目

分類番号

17

事業の区分：定置燃料油メーター等（燃料油メーターを製造する事業のうち自動車等給油メーター、小型車載燃料油メーター、大型車載燃料油メーター及び微流量燃料油メーター以外のものを製造する事業）

平成26年5月1日制定

経済産業大臣 茂木 敏充

1. 材料、部品等の購買

次表に掲げる材料、部品等について、その品質、受入検査方法及び保管方法を社内規格で具体的に規定し、その規定内容は次表に掲げる内容を満足し、かつ、これに基づいて適切に実施していること。

材料、部品等名	品 質	受 入 検 査 方 法	保 管 方 法
1. 電源ユニット	1. 外観、電気的特性	左記の品質項目について検査を行い、受け入れていること。	必要に応じてロットの区分を明確にして保管していること。
2. 計量機構 (1) 計量室	2. (1) 外観、寸法、材質（又は銘柄）	ただし、次のいずれかによって実施してもよい。	
(2) 運動子（回転子等）	(2) 外観、寸法、材質（又は銘柄）	(1) 試験成績表の確認 (2) 購入先の品質が長期安定していることが確認できる場合	
3. 伝達機構 (1) 歯車列	3. (1) 外観、寸法	銘柄の確認	
(2) 運動子の運動	(2) 外観、電気的		

検出センサー	特性	
4. 表示部及び演算部 (1) 表示機構	4. (1) 外観、寸法、 電気的特性（寸法 は機械式メーター の場合に、電気的 特性は電子式メー ターの場合に限 る。）	
(2) 演算回路	(2) 外観、電気的 特性	
5. 温度換算装置 (1) 温度センサー	5. (1) 外観、寸法、 電気的特性（電気 的特性は電子式メ ーターの場合に限 る。）	
(2) 温度換算機構	(2) 外観、寸法、 電気的特性（寸法 は機械式メーター の場合に、電気的 特性は電子式メー ターの場合に限 る。）	

備考1 当該工場等が製造する製品の種類、製造方法等に応じて、表中の材料、部品等のうちの必要とするものについて社内規格で規定していること。

2 外注工場に行わせている工程に係る材料、部品等については、外注工場で直接調達してもよい。

## 2. 工程管理

次表に掲げる工程（外注工程を除く。）について、各工程で要求する管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法を社内規格で具体的に規定し、その規定内容は次表に掲げる内容を満足し、かつ、これに基づいて適切に実施していること。

工 程 名	管 理 項 目	品 質 特 性	管 理 方 法 及 び 検 査 方 法
			[共通事項]

			次に規定する品質特性についての記録をとっていること。
1. 部分組立	1.	1.	
⑨ (1) 電源ユニットの組立	(1) 組立方法、組立順序	(1) 組立状態	
⑨ (2) 計量機構の組立	(2) 組立方法、組立順序	(2) 組立状態	
⑨ (3) 伝達機構の組立	(3) 組立方法、組立順序	(3) 組立状態、伝達状態	
⑨ (4) 表示部及び演算部の組立	(4) 組立方法、組立順序	(4) 組立状態、表示状態	
⑨ (5) 温度換算装置の組立	(5) 組立方法、組立順序	(5) 組立状態、温度特性	
2. 総合組立	2. 組立方法、組立順序	2. 組立状態、外観	
3. 最終調整	3. 調整方法、調整順序	3. 調整状態	

備考1 工程の順序は、表に示した順序どおりでなくてもよい。

2 当該工場等が製造する製品の種類、製造方法等に応じて、1. 部品組立の工程のうちの必要とするものについて社内規格で規定していること。

3 ⑨の工程については、外注してもよい。ただし、外注した場合は、この細目に示す管理項目及び品質特性に対する外注管理の取り決め並びに外注品の受入検査方法及び保管方法を社内規格で具体的に規定し、その規定内容は表に掲げる内容を満足していること。また、外注先の管理状況及び外注品の品質を適確に把握している

こと。

### 3. 完成品管理

完成品の型式・種類に応じて、特定計量器検定検査規則の第七条から第十五条までに規定する品質及び次表に掲げる品質のうちの該当する品質並びに完成品検査方法及び完成品保管方法について社内規格で具体的に規定し、その内容は特定計量器検定検査規則に規定している内容及び次表に掲げる内容を満足し、かつ、これに基づいて適切に実施していること。

完成品の品質	完成品検査方法	完成品保管方法
1. 構造 (1) 表記  (2) 一般要求性能 ①動作範囲 ②流量範囲 ③検定公差 ④有意な誤り ⑤体積表示機構 ・一般要件 ・機械式体積表示機構 ・電子式体積表示機構 ・体積表示機構のゼロ戻し装置  (3) 計量性能 ①計量上の要件 ・器差特性 ・耐久試験 ②調整装置 ③補正装置 ④温度換算装置の性能  (4) 電子化燃料油メーター ①一般要件	1. 左記の品質を確保するために必要な検査方法及び検査頻度を具体的に規定していること。	完成品を適切な状態で保管するための保管方法について具体的に規定していること。

- ・高温（耐熱性）
  - ・低温（耐寒性）
  - ・交流電源電圧変動
  - ・直流電源電圧変動
  - ・短時間停電
  - ・バースト
  - ・静電気放電
  - ②電源装置
  - ③外部装置の影響
- (5) 簡易燃料油メーターの追加要求事項
- ①流量範囲
  - ②最小測定量
  - ③個別計量表示機構のゼロ戻し機構
2. 器差

2. 全数特定計量器検定検査規則どおり自工場(事業場)で検査を行っていること。

4. 製造設備及び検査設備

次表に掲げる製造設備及び検査設備のうち完成品の型式・種類に応じて必要なものを保有し、更にそれらの設備について適切な管理方法（点検、保守、校正等の実施の箇所・項目・周期・方法・判定基準・環境条件、実施後不適合があった場合の処置、設備台帳など）を社内規格で具体的に規定し、その内容は次表に掲げる内容を満足し、かつ、これに基づいて適切に実施していること。

設 備 名	管 理 方 法
1. 製造設備 (1) 組立設備  (2) 調整設備	①製造設備は、特定計量器検定検査規則に規定された品質を確保するのに必要な性能を持ったものであること。  ②検査設備は、特定計量器検定検査規則

## 2. 検査設備

(1) 基準はかり又は基準分銅及び基準密度浮ひょう又は基準比重浮ひょう

(2) 液体メーター用基準タンク、液体メーター用基準体積管、基準燃料油メーター、又は基準フラスコ

⑨ (3) 基準温度計

⑨ (4) 耐久試験装置

⑨ (5) 高温・低温試験装置

⑨ (6) 交流電源電圧変動試験装置

⑨ (7) 直流電源電圧変動試験装置

⑨ (8) 短時間停電試験装置

⑨ (9) バースト試験装置

⑨ (10) 静電気放電試験装置

に規定された品質を試験・検査できる設備であること。

⑩ 製造設備及び検査設備について、特定計量器検定検査規則に規定された品質を確保するのに必要な性能及び精度を保持するための点検、保守、校正などの基準を定めていること。

備考1 外注を行っている製造工程の製造設備は保有していなくてもよい。

2 ⑨の検査設備については、検査を外注している場合にあっては保有していなくてもよい。

3 検査設備は、各試験を共用して行える一体形設備又は兼用設備でもよい。

4 検査設備の(1)、(2)については、(1)又は(2)のいずれかを所有していること。

## 5. 実地検査

### 5. 1 完成品の品質

(1) 実施場所：当該工場等

(2) サンプルングの時期：完成品検査終了後

(3) サンプルングの場所：検査場又は完成品倉庫

(4) サンプルングの方法：ランダムサンプルング

(5) サンプルの個数：検査に必要な個数

(6) 検査項目：(a) 器差

(b) 構造の一部（詳細構造図との照合を含む。）

なお、検査設備を保有していない検査項目にあつては、検査を公的機関に依頼すること。

(7) 合否の判定：特定計量器検定検査規則の規定を満足したものを合格とする。

5. 2 製品の工程遡及可能性 完成品から材料、部品等まで、製品の工程遡及が可能かどうかを調べる。

備考1 製品の工程遡及は、サンプルングした完成品から指定したもので行う。

2 製品の工程遡及は、一完成品について、これに用いられる本細目の 1. 材料、部品等の購買に規定する材料、部品等のうちから任意に選定した主要一材料又は一部品等まで行い、工程遡及ができるかどうかを調べる。

## 6. 附則

6. 1 この細目は、平成26年11月1日から施行する。

6. 2 平成9年4月21日に制定した事業の区分「定置燃料油メーター等（燃料油メーターを製造する事業のうち自動車等給油メーター、小型車載燃料油メーター、大型車載燃料油メーター及び微流量燃料油メーター以外のものを製造する事業）」に係る指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）に基づく品質管理の方法の細目は、平成26年10月31日限りで廃止する。

6. 3 特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（平成26年経済産業省令第25号）附則第3条の適用を受け計量法（平成4年法律第51号）第76条第1項、第81条第1項又は第89条第1項の承認（以下「型式の承認」という。）を受けた型式及び平成26年11月1日前に型式の承認を受けた型式に属する特定計量器に係る品質管理の方法の基準の細目については、平成27年10月31日までは、なお従前の例による。